

気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第25回総会

2006年4月26-28日

気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第25回総会が本日からモーリシャス、ポートルイスに於いて開会される。第25回IPCC総会では、2006年IPCC国別温室効果ガスインベントリ(2006年ガイドライン)の受諾及び採択、排出シナリオに関する今後の作業、IPCC議長団及びタスクフォース議長団の選挙手続き、IPCCコミュニケーション戦略とアウトリーチ活動、オブザーバー組織承認のためのプロセス・規則、国別温室効果ガスインベントリに関するIPCCタスクフォースの今後の事業計画など、IPCCの作業や予算、組織などに関する幅広い問題について検討する予定である。また、3つのIPCC作業部会の活動や、温暖化の影響と気候分析のためのデータ及びシナリオサポートに関するタスクグループ(Task Group on Data and Scenario Support for Impact and Climate Analysis: TGICA)の活動などの進捗状況について報告される。

IPCCのこれまでの経緯

1988年にIPCCは世界気象機関(WMO)及び国連環境計画(UNEP)により設立された。IPCC設立の目的は、人為的な気候変動に伴うリスクを理解するため科学・技術・社会経済に関する情報を評価することである。IPCCが独自に研究を実施することも気候関連データのモニタリングを実施することもないが、IPCCはすでに公表され、査読を受けた科学技術文献に基づき評価を行う。IPCC事務局はスイス、ジュネーブにあり、WMO及びUNEPの職員が配属されている。

IPCCは発足以来、総合的な評価報告書、特別報告書、技術報告書を作成し、政策決定者や一般市民を含めた国際社会に対し気候変動に関する科学的知見を提供してきた。IPCCの情報は、国連気候

変動枠組条約(UNFCCC)の下での交渉でも重要な役割を果たしてきた。UNFCCCは気候変動に取組む地球規模の政策の全体枠組を定めるもので、1992年に採択され1994年に発効した。

現在、IPCCには3つの作業部会がある:第1作業部会(WG-I)は気候系及び気候変動の科学的な側面:第2作業部会(WG-II)は気候変動に対する社会経済システム及び自然の脆弱性、気候変動によるマイナス及びプラスの影響、そしてそれに適応するためのオプション:第3作業部会(WG-III)は温室効果ガス(GHG)排出量を制限、もしくは気候変動を緩和するためのオプションについて取上げている。

また、IPCCには国別温室効果ガスインベントリに関するタスクフォースがある。タスクフォースでは、IPCCの国別温室効果ガスインベントリプログラム(National Greenhouse Gas Inventories Programme: 略称NGGIP)を監督する。NGGIPの目的は、各国別にGHG排出量・吸収量を試算し報告書を作成するため国際的に合意された方法論やソフトウェアを開発・改良し、IPCC参加各国及びUNFCCC署名国がこの方法論を利用するよう促進することである。IPCC議長団はIPCCが選出した30名で構成され、IPCCの作業の計画、調整、進捗状況のモニタリングを実施する上でIPCC議長を補佐する。

IPCCの主な成果:IPCCは、1990年に第1次評価報告書を、1995年に第2次評価報告書を作成し、気候変動に関わる初期の総合評価作業を完了した。IPCCの第3次評価報告書(TAR)は2001年に完成し、政策に関連する気候変動の科学的、技術的、社会経済的側面を取り上げ、地域レベル、世界レベルで1995年以降の発見事項に焦点を当てた。TARは専門家及び政府による査読を受け、IPCCの第3作業部会による総合評価、つまり各作業部会報告書の政策決定者向けサマリー(SPM)とテクニカルサマリー(TS)、統合報告書(SYR)で構成された。TAR統合報告書は、政策決定者向けに技術論文方式でない形で執筆され、各国政府からの提出意見に基づいてIPCCが定めた政策関連の疑問9点を取上げている。IPCCの第4次評価報告書(AR4)は2007年に発行予定である。

各国が温室効果ガスの排出量と吸収量を算定・報告するために利用する、国別温室効果ガスインベントリのためのIPCCガイドラインは、1994年に初めて発表され、1996年に改訂版が発表された。2000年と2003年に、IPCCは1996年のガイドライン改訂版の補足的なグッドプラクティスガイダンス報告書を承認、2003年にガイドラインについて2006年初めまでさらなる改訂作業を行うことを承認した。

第19回総会: 2002年4月17-20日、スイスのジュネーブで開催されたIPCC-19からAR4の作業が開始された。森林劣化(forest degradation)及び植生後退(devegetation)の定義を定める作業計画案に関係し、上記活動で生じる排出量の記録及び報告に用いる方法論オプションやNGGIPの成果に関する合意手続きなどの内容を含めたいくつかの決定を行った。また、AR4完成時期や二酸化炭素の地中及び

海洋での隔離、回収、貯留に関するワークショップの開催、気候変動と水に関するスコーピングペーパーの原稿作成、気候変動と開発に関する専門家会合の開催などについて決定した。

第20回総会: 2003年2月19-21日、IPCC-20はフランスのパリで開催された。出席者は、AR4をどのような構成にするかについて二回の専門家による「スコーピング会議」を開催するという作業計画に合意した。また、第4次評価期間中での、特別報告書、方法論報告書及び技術報告書の優先度を設定するための一連の基準と枠組についても議論した。さらに、陸上での炭素貯留量に影響を及ぼすプロセスと、人間が及ぼす影響を調査するハイレベル会合を開催し、オゾン層と気候系の保護に関する特別報告書、及び二酸化炭素回収・貯留に関する特別報告書という二つの特別報告書を作成することを決定した。

第21回総会: 2003年11月3-7日、オーストリアのウィーンで開催されたIPCC-21ではAR4に関する各作業部会のアウトラインとAR4統合報告書に関する議長提案が検討された。気候変動と水に関する技術報告書を2007年に完成させることで合意され、AR4に関する文書の付託条件事項を議論し、陸上の炭素貯留量に影響を与えるプロセスと人間が及ぼす影響に関するIPCC専門家会合の報告書が検討された。また、IPCCは、1996年改訂のIPCC国別温室効果ガスインベントリガイドラインの改訂に関する付託条件事項を承認、気候及び影響評価シナリオに関するタスクグループの付託条件事項改訂でも合意し、その名称を「温暖化の影響と気候の分析にかかわるデータ及びシナリオ支援に関するタスクグループ」(TGICA)と変更する決定を行った。

第22回総会: 2004年11月9-11日、インドのニューデリーでIPCC-22が開催され、AR4の統合報告書の範囲・内容・プロセス、AR4、アウトリーチ、2005-08年度IPCCの事業予算、選挙手続きについて議論された。IPCCは2005-08年度IPCCの事業予算を採択し、30頁にわたるAR4統合報告書と5頁のSPMを2007年10月下旬までに承認するために作業していくことを合意した。

第23回総会: 2005年4月8日からエチオピアのアジスアババでIPCC-23が開催され、オゾン層と気候系の保護に関する特別報告書での第1・第2作業部会の共同作業を検討した。IPCCはこの特別報告書とSPMを受諾した。IPCC-22の報告書草案の採択に関し、IPCC議長団がAR4の統合報告書作成に関する調整事項を検討し、その進捗状況をについてIPCCに報告することで合意した。

第24回総会: 2005年9月26日から28日までカナダのモントリオールでIPCC-24が開催され、二酸化炭素回収・貯留に関する特別報告書とSPMが承認された。エアロゾルに関する今後の作業と排出シナリオ、アウトリーチ活動、オブザーバー組織の承認などについて討議されたが、IPCC議長団とタスクフォース議長団の選挙手続き改正については合意に至らなかった。また、排出シナリオ作成プロセスに

について明確に規定するため、IPCC-25まで期間を限定する形で、新排出シナリオに関するタスクグループ(TGNES)を発足させることで合意があった。

会合間のハイライト

国連気候変動枠組条約第11回締約国会議及び京都議定書第1回締約国会合・国連気候変動枠組条約第11回締約国会議(COP 11) 及び京都議定書第1回締約国会合(COP/MOP 1) はカナダ、モントリオールにおいて2005年11月28日から12月10日まで開催された。第23回補助機関会合(SB 23)も同時に開催された。

COP/MOP 1では“マラケシュ合意”として知られる決定書パッケージを含む京都議定書の運用細則に関する決定書や2013年以降の約束を検討するプロセスに関する決定書が採択された。また、京都議定書の第1約束期間中(2008-2012)の報告のためのIPCCの土地利用・土地利用変化・林業((LULUCF))に関するグッドプラクティスガイダンスが採択された。COP 11ではキャパシティビルディングや技術の開発・移転及び途上国と後発開発途上国での気候変動の悪影響、UNFCCCの下での2013年以降の将来の取組みについて検討するためのプロセスなどが取上げられた。UNFCCCの実施強化による気候変動に対する長期的な取組みに関する決定書で、COPは、IPCCの情報を受け、法的拘束力を伴わない形のダイアログ(対話)を行うという決議を行った。また、気候変動の影響、脆弱性及び適応に関して、科学的・技術的助言のための補助機関 (SBSTA)の5カ年作業計画が合意され、AR4で発表された情報を含めた新情報に基づいた追加的な活動についてSBSTA28で検討するようSBSTAに要請した。

SBSTA 23は、IPCCの二酸化炭素回収・貯留に関する特別報告書について討議し、特に二酸化炭素回収・貯留についてSB 24で会期中ワークショップを開催するようUNFCCC事務局に要請し、そうした技術の研究開発支援を行うよう締約国と民間部門に奨励した。伐採木材製品については、SBSTAは2006年IPCCガイドライン作成との関連で伐採木材製品の推定・報告における進捗状況に関するIPCC報告書についての感謝とともに紹介され、この件をSBSTA 24でも討議を継続する決定が下された。

TGICA第11回会合:南アフリカ、ケープタウンにおいて2006年2月7日から9日までTGICA第11回会合が開催され、データ配信センターの管理などの問題や途上国や経済移行国で活用するための適切なデータ作成とキャパシティビルディングのためのTGICAの取組み状況について討議が行われた。また、IPCC-25で検討するためのTGNESに関する勧告案についてコメントも用意された。

新排出シナリオに関するIPCC専門家会合: 2006年3月20-22日にスペイン、セビリアの会合で排出シナリオ作成に向けたTGNESに関する提案が討議された。その中で、科学団体とIPCCとの今後の調整と推進や新排出シナリオ作成のプロセス、予定表、配布資料、シナリオに関するIPCC独自の活動のための組織的調整事項、排出シナリオを含める可能性をもつ気候以外のより広範なシナリオ群を奨励する可能性などの議論が行われた。

NEDOからの委託により GISPRI 仮訳